

奈良市議会業務継続計画 3. (4) オの項目について

<p>現 行</p>	<p>(4) 議員の対応          議員の対応は、次に掲げるとおりとする。          ア 議員は、まず自身及び家族の安全を確保した後に、自らの安否、居所及び連絡先その他を(6)に記載する方法により議会事務局に報告し、支援本部からの参集指示があった場合速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておくとともに、支援本部より情報の提供を受ける。          イ 議員は、地域活動等を通じて、被災地及び避難場所等での災害情報の入手に積極的に努め、それを支援本部に報告する。          ウ 議員は、支援本部からの参集指示があるまでは、地域の一員として、市民の安全確保と応急対応など被災地及び避難場所等地域における諸活動に積極的に取り組むとともに、支援本部から提供された情報を必要に応じて地域住民に伝達し、市の対応状況を地域住民が把握できるよう努める。          エ 議員は、自身若しくは家族又は家屋等に事故があつて、上記の活動を行うに当たり支障があるときは、その旨を支援本部に報告の上、必要な範囲で活動するよう努める。  <u>オ 議員は、消防団や自主防災組織等の活動について、災害時には議員としても活動しなければならないことを勧告し、負担の大きい役職にはできる限り就かないものとする。</u>          カ 議員は、支援本部が設置されたときは、上記に関わらず本部長の指示に従う。</p>	
<p>修 正 案</p>	<p>(改革案)          オ 議員は、<u>本部長より支援本部への参集の求めがあつたときは、できる限りこれに応じなければならない。</u></p>	<p>(公明党案)          オ 議員は、消防団や自主防災組織等の活動について、<u>大規模災害時には議員はBCPの規定に沿った活動を最優先すること。</u></p>
<p>最 終 案</p>	<p>オ 議員は、消防団や自主防災組織等の活動に<u>当たっては、上記に規定する活動を最優先するとともに、本部長より支援本部への参集の求めがあつたときは、できる限りこれに応じるものとする。</u></p>	